

意見書

専門部会長 松矢 勝宏 様

平成 23 年 12 月 1 日

社団法人東京都盲人福祉協会
委員 笹川 吉彦

今後の東京都における障害者施策策定に当たっては、先般成立を見た改正障害者基本法に基づき、諸施策を推進していただきたい。

また都内どの地域においても、格差のない諸施策が展開されるよう図っていただきたい。

1. 教育

教育については、インクルーシブ教育を基本とし、そのための条件整備、例えば専門教師の育成・配置、教科書・教材等の整備などを制度化していただきたい。

2. 保健・医療

一般に行われている、定期健診を受けにくい障害者のための健診制度を設け、早期発見、早期治療が図られるよう対策を講じていただきたい。

3. 就労

働く意欲のある障害者に働く場を保障するとともに、就労に必要な環境整備（通勤・通所、職場内での移動など）を図っていただきたい。

また中途障害者については、現職復帰を原則とし、職業的リハビリテーションなど適切な方策を講じていただきたい。

さらに職種によっては、優先採用の道を拓いていただきたい。

4. 住宅

都営住宅への優先入居枠を拡大するとともに、都営住宅内にグループホームを設置することができるよう図っていただきたい。

5. バリアフリー

公共施設、公共交通機関は、もとより障害者の利用度の高い施設については、エレベーター、エスカレーター、スロープなどを整備し、安心して利用できるよう図っていただきたい。また心のバリアの解消についても教育の場で十分理解、認識されるよう図っていただきたい。

さらに情報コミュニケーションについても、それぞれの障害に応じたきめ細かな方策を講じていただきたい。

6. 防災

首都圏直下型大地震が予測されるなど、いつ発生するか、わからない災害に対し、障害者が安全に避難できる方策、特に外出時における安全の確保、避難誘導などまた避難所での生活など、具体的な方策を講じていただきたい。